

# 仕様書

## ○物件番号 第1号

品名	スバル フォレスター 群馬301 な 8337	
型式	DBA-SH5	
走行距離	113, 969km	
車検期限	令和7年2月22日	
登録年月日	平成22年2月23日	
自賠責期限	令和7年3月23日	
自動車重量税	13,000円	
自賠責保険料		
リサイクル預託金		
備考	<p>傷へこみあり、目視では確認できない不具合がある可能性あり。 スタッドレスタイヤ装着。サマータイヤ、ホイールあり(サマータイヤ1本はパンクおよびホイール破損あり) 現状渡し</p>	



群馬301  
な 83-37









7°C --- km/h 750





## 自動車検査証記録事項

461230084862

## 1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号	群馬 301 な 8337				
車台番号	SH5-046820				
登録年月日／交付年月日	平成 22年 2月 23日	初度登録年月	平成 22年 2月	有効期間の満了する日	令和 7年 2月 22日

## 2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	関東森林管理局				
所有者の住所	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25 [10500 0917]				
使用者の氏名又は名称	利根沼田森林管理署				
使用者の住所	群馬県沼田市鍛冶町3923-1 [10505 0482]				
使用の本拠の位置	* * *				

## 3. 車両詳細情報

車名	スバル					[133]		
型式	DBA-SH5					原動機の型式	EJ20	
自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別		自家用		
車体の形状	ステーションワゴン		[003]	乗車定員	5人		最大積載量	-kg
車両重量	1450kg	車両総重量	1725kg	長さ	456cm	幅	178cm	高さ
前前軸重	810kg	前後軸重	-kg	後前軸重	-kg	後後軸重	640kg	総排気量又は定格出力
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号	15997		類別区分番号	1016

## 4. 備考

【群馬】 繼続検査  
 自動車重量税額 ￥34,200  
 令和12年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了  
 令和2年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了  
 令和2年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了  
 令和27年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了  
 平成27年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了  
 平成22年度燃費基準5%向上達成車

【走行距離計表示値】 99,400km (令和5年2月13日)  
 【旧走行距離計表示値】 89,400km (令和3年2月15日)

平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB

【受検種別】 持込検査車

【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり

【受検形態】 認証整備工場

【整備工場コード】 46-00890

以下余白

## 【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID	T9463NH3763257
------	----------------



## [A券] 預託証明書（リサイクル券）

### 〈車両欄〉

リサイクル券番号	0810-1168-3374
車台番号	SH5-046820
車名	スバル

財団法人  
自動車リサイクル促進センター

2010年 2月23日発行  
事務処理番号 :008-0801000000<1>



### 〈料金欄〉

シュレッダーダスト料金	¥8,380
エアバッグ類料金	¥2,380
フロン類料金	¥2,010
情報管理料金	¥230
<b>預託金額合計</b>	<b>¥13,000</b>

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両  
にのみ有効です。

※料金欄で「\*\*\*\*\*」と表示されている項目は  
リサイクル料金が預託されていない装備です。  
使用済自動車引渡時に装備がある場合は  
リサイクル料金の追加預託が必要です。



## [B券] 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

### 〈引渡者〉

氏名・名称 \_\_\_\_\_

### 〈引取業者〉

登録番号 \_\_\_\_\_

印

氏名・名称 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

### 所在 地

TEL. \_\_\_\_\_

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定  
により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき  
当該使用済自動車の引取りを求める者に交付する書面となります。

## [C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0810-1168-3374
車台番号	SH5-046820
車名	スバル

受領金額	¥380 (消費税込み)
------	-----------------

財団法人

自動車リサイクル促進センター

2010年 2月23日発行

事務処理番号 :008-0801000000<1>

## 自動車検査証

令和5年2月13日 群馬運輸支局長

461230084862

自動車登録番号又は車両番号		初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
群馬 301 な 8337		平成22年2月	普通	乗用	自家用	15997	1016
車名				車体の形状			
スバル				ステーションワゴン			
車両番号		燃料の種類		燃費気量又は定格出力			
SH5-046820		ガソリン		1.99 km			
型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重		
DBA-SH5	EJ20	810 kg	kg	kg	kg	640 kg	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5人	kg	1450 kg	1725 kg	456 cm	178 cm	167 cm	
使用者の氏名又は名称 利根沼田森林管理署							
備考 平成10年騒音96dB							

裏面もご覧ください。  
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。



T9463NH3763257

4240

国土交通省

証明書  
番号

第 8AAUU3455

号

令和 5年 2月 13日

## 自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

## 東京海上日動火災保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	群馬 301 な 8337 SH5-046820	自動車の種別	自乗
保険期間	自 令和 5年 3月 23日 24か月 至 令和 7年 3月 23日 午前12時	使用の本拠の所在地	群馬県
保 住 保 住 險 所 險 所 契 及 契 及 約 び 約 び 者 氏 者 氏 の 名 の 名	群馬県沼田市鍛冶町3923-1 利根沼田森林管理署	保険料	¥20,010
異動事項	令和 5年 2月 13日	指定金融機関名	保険料収納年月日
管轄店名及び所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	扱者	前橋 68B2 赤城自動車商会 3151

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

&lt;登録情報処理機関報告契約&gt;

## 自賠責保険についてのご案内

## ■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者<sup>※</sup>または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

## ■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

## ■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まずはけが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出してください。また、被保険者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出してください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被保険者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

## ■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被保険者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

令和 5年 2月 13日

自賠責保険  
保険料領収証

証明書番号	第 8AAUU3455 号	保険料	¥20,010
自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	群馬 301 な 8337 SH5-046820	管轄店名	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)
保険期間	自 令和 5年 3月 23日 24か月 至 令和 7年 3月 23日 午前12時	店舗名所在地	

契約者 利根沼田森林管理署



東京海上日動火災保険株式会社  
上記保険料を領収いたしました。